

岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会の概要

平成21年度第3回岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会（以下「審査委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成21年10月26日（月）午前10時から午前11時30分

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

井上 信二，内田 通子，菊池 捷男，妹尾 直人

4 事務局

（1）岡山市

内村財政局長，松井財政局次長，大杉契約課長，野崎契約課課長代理，井上契約課課長代理，村瀬契約課課長補佐（物品契約係長），宮安契約課工事契約係長，森安監理課長，難波監理課課長補佐（契約指導係長），矢部監理課主任

（2）水道局

藤原統括審議監，中山管財課長，近藤管財課課長代理，國富管財課課長補佐，御幡管財課契約係長，桜井管財課主任，林管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

1 岡山市抽出案件について審議

（1）工事

榑津地内污水管理設工事（その8）

（2）物品

（売払）圧縮梱包機及び付帯設備

2 岡山市水道局抽出案件について審議

（1）工事

牟佐浄水場紫外線処理設備設置工事

（2）物品

応急給水栓

3 その他

6 会議概要

（1）工事 榑津地内污水管理設工事（その8）

A：今年度，最低制限価格の決定方法を設計金額ベースに改正しました。これに伴い，取り下げ等のトラブルが多く出ています。設計図書ミスがすぐに最低制限価格に影響が出ているところについて，制度の改正を含めて何らかの改正が必要と考え，現在

いろいろ検討しているところです。そういうことに対してのご意見をいただければと思います。100%きちんとした間違いのない設計が出来ていれば問題ないのですが、なかなか人間の行うことなのでミスが出てしまっているというところです。そういうところを前提として考えていかなければならないだろうという思いなのですが、その辺りについてご意見をいただければと思います。

Q：これは許容価格を事前公表すれば、解決すると言いたいのですか。

A：それもあります。以前は、許容価格を事前に公表し、最低制限価格は設計金額を基にしない方法で決定されてきました。2年ほど前までは、くじで決定されていました。その頃は、偶然性により決まっていたので、もし設計金額にミスがあったとしても、クレームはありませんでした。偶然により決定されるのは好ましくないということで、現在の制度に改正された経緯があるところです。

Q：わかりました。みなさん、いかがですか。ご意見をお願いします。委員会として、まとまった提言というものが必要なのですか。

A：そういう意味ではありません。制度改正をした中で、弊害が出ているところです。改正の必要を感じています。ご意見をいただければと思います。

Q：設計自体が図面と違っていたのですか。それとも、ホームページに公表した内容が設計と違っていたのですか。

A：今回の場合は、図面どおりに数量が計上されていなかった部分がありました。業者に質問期間を与えているのですが、そのときに業者からの問い合わせで発覚しました。修正に伴い、許容価格等も変動してしまうので、取り下げた次第です。

Q：こういう設計部分について、細かいところを言えばミスというものは、避けられないような気がするのですが。それが最低制限価格と直に連動しているところが問題化しているわけですね。制度自体の問題かなと思います。

Q：理由は人材不足と考えているのですか。要は、チェックできていないということですね。

A：その面はあると思います。契約課としても、何度も通達しているところですが、100%にはならない状態です。

Q：今年度になって、急に出てきたということですが、我々は設計に携わっている人数も分かりません。ここ3年で、人員が削減されていると思うが、チェック体制が努力して出来るところなのか、無理なところなのか、現状をどのように考えていますか。それから、設計を行っているのは、専門家ですか。

A：設計を行っているのは、専門家です。3年採用凍結を行ったので、担当者が減っていることは事実です。今までも同様のミスはあったと思います。では、今回表に出てきた理由を考えると、制度改正で設計金額を基に最低制限価格を決定することになったことではないかとあります。業者から見ると、落札するために最低制限価格付近に入札金額を入れることが確率を高くすることが出来ます。そこへ集中してしまっているところもあって、そこまで設計書を細かいところまで見ている現状もあります。今までは、設計と関係のないところで最低制限価格が決定されていたので、細かく設計を見ていないという現状があったと思います。業者には、きちんと積算するように指導しているので、逆のようなことになっているところです。そうしろと言って、そうされて細かいところまで指摘されて困るという現状です。

Q：業者は、何十社もあり、何十年も同じことを続けている人が多い。それに敵う人材を揃えるのは、無理がないのか。業者からの指摘を完全に無くすためには、今の制度では無理はないのか。

A：業者の方は、生活がかかっている。これだけやっているという方も大勢いるでしょう。市の担当者も専門家なのですが、数年で異動しているのだから、なかなかその域まで達するのは困難だと思います。チェック体制強化し、レベルを上げることでミスを減る

ことはできても、完全になくすことは困難と思います。

Q：同じようなミス業者がしたら、失格にはならないのですか。

A：入札価格が最低制限価格未満であれば、失格です。例えば、内訳書にミスがあったから差替えができるかと言われても、出来ません。それが入札価格と相違があれば、失格になります。

Q：業者がミスをしたら失格で、市は良いというのはおかしい。制度が間違っているのではなくて、きちんと設計できていない所が問題である。ミスがあるから、制度改正するのは本末転倒も甚だしい。制度のせいにするのではなく、ミスを減らすことを考えるのが大切である。その中で実務的にどうしても変えなければならないというのなら仕方ないが、今は制度の問題でなく、レベルの問題である。業者は生活がかかっているなら、市側も生活をかけてやらないといけない。もっとしっかりとしていただきたい。

Q：そういうことを言っている業者のインタビューをテレビで見ました。こういったことが続けば、市に対して不信感を持つことになるでしょう。

Q：市側の人為的なミスということは、お認めになりますよね。人数不足か時間不足かレベルかは別として、市側に原因があることは間違いないでしょう。これは人間がすることだから100%というのは、難しいかもしれない。人為的なミスをなくすのではなくて、人為的なミスを容認したままで表に出ないように施策にしてくれと言わんばかりの話では、市民感情からすると「はい、そうですか。」とはならないのではないのでしょうか。新聞にでることはいいことではないですが、これを刺激として、努力するきっかけにして欲しい。

Q：別な市の委員会で提言していることでもあるのですが、行政は数年で異動していて、業者の専門家に敵わない部分がある。今すぐではなく、長期的に何とか専門職を採用するなどして、負けない方法も考えて欲しい。そこまでしないと、こういうミスの全てをなくすことを市側に求めることは難しいと考えます。

Q：確かにミスをゼロにするのは、難しいでしょう。

A：こういう例が出てきてから、状況を都道府県・政令市に問い合わせているところです。そういった問題は出ていないというところもあるが、半分くらいの自治体は問題意識を持っているようです。問題は出ていないというところは、契約制度の違いによるものと考えられます。例えば、岡山県は最低制限価格の決定根拠を示していません。また、別の自治体では、設計図書を早めに公表して、時間をかけて業者へ確認してもらって、疑いがあれば入札手続きが進んで、取り返しがつかなくなる前に見直ししていくところもありました。契約制度を考えていくことと、設計の精度をあげていく努力をしていくことの2つの方法を考えているところであります。

Q：業者は専門家、市は言い難いと言われますが、市の設計者も専門家なのですよね。異動により担当が変わるとのことですが、設計そのものには変わりはないのではないかと。

A：そのとおりです。

Q：ミスをするのが良いか悪いかと言えば、ミスがなければ良いのはもちろんです。例えば今回の件で言うと、7,000万円の工事で30万円のズレがあったこととなります。実際に穴を掘ってみれば、その程度の誤差は間違いなく出るはずですが、Q委員のご指摘はごもっともですが、設計金額と最低制限価格が直結していることが問題なのであり、制度を何とかできないのか。

Q：避けがたいところなのでしょう、おそらくは。しかし、こういうところで公務員と民間の違いがより強調されていると感じます。平成11年と14年に外部監査を行った経験から言いますと、民間企業の意欲というか、生活を賭けてやっているというものを強く感じます。一言で言えば、公務員は損益感覚がまるでないと感じたのです。今回の件がどんどん公表されると、公務員と民間の仕事に対する意欲の違いを批判さ

れると思います。それはそれで叩かれるのも良いことではないですか。1回は叩かれて、時間をおいて制度改正すれば良いのではないかと思う。もう少しマスコミに叩かれる必要があるのではないのでしょうか。今日ここで結論は出せるものではない。今後しっかり検討していくものでしょう。専門家といいながら、民間の専門家と違うし、ここまでミスのない精度の高いチェックを要請して果たして良いのか、そういう疑問も正直思うので、そういうミスが表に出ないような体制作りが必要なと思います。ただ、今はその時期ではない。提案されて、「はい、そうですか。」とはいかない。半年くらい様子を見れば良いのではないか。

Q：早めに業者へ投げかけて、間違っていたら教えてもらうのは、それはちょっとあんまりかなと思う。納得しがたいです。

A：業者と市側で専門家の度合いが違うということですが、実際に中身を見ていくと、単純なミスが多く、チェック体制があればミスは防げたと思います。チェック体制がなくなってなかった、意識が低かった、時間が足りなかったということが原因でしょう。

Q：そういう風に見られるでしょうね。

A：現在、苦慮しているのは、その対処方法です。先日、ニュースになったものにつきまして、現在、落札決定を取り消された業者さんと損害賠償についての交渉を行っているところですが、その方は「市は間違えても、謝ったら済むのか。業者はすぐさま失格ではないか。」というご意見もいただいています。あとは、「単に数字が2万円3万円動いただけで、既に決定されているものを取り消して本当に良いのかという仕組みの問題」や、「現在最低制限価格は、設計金額から自動的に出されているものですが、あくまで最低制限価格は、それを下回ると品質が確保できないから、それを確保するために一定のラインを決めているものではないか。であれば、仮に計算上の基が間違っていたとしても、それを許容できる範囲はあるのではないか。」その部分をしっかりと、行政に対する説明責任含めて考えていきたいと思っています。

Q：そうですね。と私が言っははいけません、みなさんどう思われますか。

Q：金額に多少差があっても結果的にはほとんど変わらない。ある程度許容の範囲があることはわかりますので、制度改正もやぶさかではないですが、ただ市として、恥ずかしいことでもあるので、あくまでも間違いを減らすことを前提にさせていただいて、柔軟な対応ができるような改善をしてもらえれば良いのではないかなと思います。

A：設計ミスが起こると、最低制限価格が変動し、業者から問い合わせが来ます。そのような状況になることを我々職員はビクビクしているのが実態で、これは市にとってよくないことですし、言われたから取り消しましたとなるのは、業者側にとってもよくないことではないかと思ひます。まだ検討中ですが、こうなったらこうします、最低制限価格の趣旨から、こういう場合にはこうしますなど、事前にルールを決めてやるのも方法かと考えています。設計図書が変われば、最低制限価格も必ず動いて、それによって候補者を絶対に変えなくてははいけないのかということ、必ずしもそうではないという制度をつくりたい。

Q：それで良いと思う。しかし、それは例外的な処置ですね。あくまでチェックができているという前提でことを運んで、それでもミスがでた場合に対応できるようにすれば良いのではないかと思う。皆さんどうでしょうか。

Q：業者は社運を賭けていることが多いだろう。市もそこがプレッシャーになっている。できるだけ早くそういったことがないよう改善してもらえたらと思う。

Q：市にも頑張ってもらわないといけないということもありますが、ミスが出てもいっから調整できるような仕組みがあってもいいのではないかと思ひます。

A：業者側の納得を得られる方法を考える必要もありますので、もう1つ考えていることがあります。設計図書イコール最低制限価格ではない手法をとることも考えてみてはどうかと思っています。

Q：そこまでいってしまうと市への批判はできなくなる。前の提案ぐらいならいいと思うが。

Q：例えば設計段階で、入れるべきかどうかの判断を行う部分もあると思われる。ミスかどうか判断しにくい場合もあるのではないかと思います。それを考えると設計図書とリンクしない方法もいいのではないかなと思います。

Q：透明性が薄れることになってしまう。難しいところですね。

Q：損害賠償となると、そっちの仕事の負担が増えることになりまして、金銭的にも市としてはマイナスですね。実際にはどのような制度を考えられているのでしょうか。

A：根拠がない最低制限価格を決めることはできないので、今の制度を保ちつつ、工事ごとの難易度を勘案して、一定幅の中から決めるという案がある状態ですが、詳細はこれからです。

Q：透明性との兼ね合いが必要でしょう。次回提案してください。

Q：厳しい経済状況なので、建設工事の業者が他業種へ参入している。早急に解決の必要があると思う。

Q：まとめ次第、提案をお願いします。

(2) 物品 (売払) 圧縮梱包機及び付帯設備

Q：審議内容は何でしょうか。

A：売払では、はじめての一般競争入札だったので取り上げました。かなり珍しい案件だったこともあります。許容価格は、建設物価及び物価資料から算出しています。そこから運搬費用を差し引いたもので算出していたのですが、予想以上に高かったというところですね。

Q：鉄くずは相場がありますよね。相場を的確に把握する方法はありませんか。今回は高かったのが良かったが、逆だったら売却できないということになる。

A：落札業者は、これの解体業者です。そこだけが高かったらそれが理由かと思うのですが、外の業者も同様だったので・・・。

Q：変動の予測は難しいですか。そういう専門家はいないのですか。

A：市にそれを調査する専門家はいません。製鉄所納めの価格はインターネットから、情勢は建設物価・物価資料から行っています。流通の細かな部分までは把握しきれてない状況はあります。

Q：相場商品については、許容価格そのものを撤廃できないのか。

A：許容価格を公表するという手はありますが。

Q：許容価格の見方が甘すぎるのではないかとも思うが。

Q：もし、売れなくても置き場所の問題もあるでしょうし、いつかは売らないといけないわけですよ。

Q：相場に変動があるのはわかりませんが、公告から入札までそんなに期間はないので、許容価格の設定が甘いとみられても仕方ないかなと思います。許容価格は非公表か。

A：非公表です。

Q：ならば、契約上は何も問題はなかったということですね。

(3) 工事 牟佐浄水場紫外線処理設備設置工事

Q：最低制限価格は、手抜き工事などが予想されるので設定されるもので、そうすると業者の施工能力が問題になってくる。この入札の入札参加者は大きな会社ばかりで、資力、信用面で問題があるとは見えませんが、最低制限価格未満たすと即失格になるのですね。結果的に一番高い額を入れた業者が落札しているので、矛盾を感じるころがあります。これは仕方ないことなのではないでしょうか。

A：市が行えるのは、最低制限価格と低入札価格調査の2種類の制度しかありません。

最低制限価格制度では、制限価格未満の場合は、制度上即失格となってしまいます。低入札価格調査制度では、業者の能力や資力について調査を行うこととなります。

Q：業者側が最低制限価格を考えながら、ぎりぎりのところで額を入れてきているということなんでしょうね。

Q：こういう最高額のところが落札した案件は、岡山市としては珍しいのですか。

Q：以前同様のことがあって、くじを止めたきっかけは、ちょうどこういう事案だったと思います。

A：平成18年度第3回のこちらの委員会で、水道局の抽出事案としてご説明させていただいた内容が同じでした。その後、最低制限価格の計算式を改正してきましたが、やはり同様なことが出ているという意味で、取り上げました。

Q：クリプトスポリジウム対策は、岡山市では今までやってきていなかったのか。

A：紫外線照射方式は初めてですが、三野浄水場もほかの方法での対策は行っています。

Q：安全対策は進めて欲しいところです。契約に関しては、当委員会にこのような事案を出していただいて、ありがたいと思えました。市民感情としては釈然としないところはありますが、制度上、仕方ないところだというのは言われるとおりだなと思います。可能なかぎり、先ほど言われていた低入札価格調査の対象を拡大することなども考えてほしいところです。

Q：クリプトスポリジウムは、塩素では効果がないとのことですが、煮沸でも効果がないのですか。

A：煮沸すれば安全です。クリプトスポリジウム対策として、厚生労働省はろ過施設を設置するように言っています。しかし、ろ過施設の建設は10億円規模の費用がかかります。平成19年に紫外線処理も行える指針が出まして、今回その方法で行いました。5,000万円は高額ですが、10億円規模と比較すると安価で行えていると考えます。この入札では、決定くじの数値によっては失格なしとなっていた可能性もありました。そこが制度のむずかしいところだなと思うところです。

Q：失格率が多い案件について、制度を変えることを考えているのか。

A：考えていません。

Q：企業の皆さんが営業努力された結果ということでしょうか。

(4) 物品 応急給水栓

Q：落札率が低いですが。

A：物品購入は、最低制限価格を設定していません。

Q：これは既製品ですか。

A：既製品で参加されている業者さんもいますし、自社で製品を作られている、いわゆるメーカーさんもいます。

Q：既製品以外については、最低制限価格を設定しないのか。安い価格の場合、不良品を製造する可能性があるかもしれないが。

A：納品時にきちんと検収しています。

Q：仕様書どおりであればOKということか。検品をしていれば問題ないということですね。

A：そのとおりです。